

■ 誘導施策の方向性

誘導施策は、居住誘導区域内の居住環境の向上、公共交通の確保等、居住の誘導を図るとともに都市機能誘導区域内に都市機能の誘導を図るため、財政上、金融上、税制上の支援措置等を記載することができます。誘導施策は、都市づくりの方針に基づいて検討します。現時点における誘導施策は以下に示すとおり（次ページ以降に各施策の概要を示しています）。

	方針1 まちの利便性を活かした多様な世代が住みやすいまちづくり	方針2 商都米子の特性を活かした住みたくなるまちづくり	方針3 充実した都市機能の集積を活かした拠点エリアにおけるにぎわいのあるまちづくり	方針4 交通の要衝としての公共交通ネットワークを活かしたまちなかと郊外が多様で便利な移動手段で結ばれたまちづくり	方針5 ハード対策とソフト対策を組み合わせた安全・安心なまちづくり
居住誘導区域	1-フレイル対策拠点事業 2-まちづくり活動支援交付金事業 3-特定空家等除却支援事業 4-セーフティネット住宅供給促進事業 5-バリアフリー改修推進事業 6-バリアフリー環境整備促進事業 7-優良建築物等整備事業 8-空き家利活用流通促進事業 9-米子市空き家バンク設置事業	10-中小企業の振興に資する制度融資の実施 11-コアな米子の魅力の発掘・発信 12-移住定住推進事業（お試し住宅） 13-移住定住相談窓口の設置 14-移住者からの相談窓口のワンストップ化とタイム細かな生活情報の提供 15-皆生温泉地区街なみ環境整備事業	—	—	43-がけ地近接等危険住宅移転事業 44-木造住宅耐震診断促進事業（無料診断） 45-震災に強いまちづくり促進事業
都市機能誘導区域		16-仕事の種（シーズ）づくりなど産学連携研究への支援 17-情報通信及び事務管理関連企業立地促進補助 18-地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業 19-まちなか振興ビジネス活性化支援事業 20-YONAGO WONDER 情報発信事業 21-米子の町家・町並み保存再生プロジェクト 22-米子城・魅せる！プロジェクト事業 23-城下町米子観光ガイド 24-米子城跡整備事業（旧史跡米子城跡整備事業）	25-住んで楽しいまちづくりファンド事業 26-公会堂利用促進事業 27-元町パティオ広場管理運営事業 28-よなごまちなかコミュニティ活性化支援事業 29-米子駅北広場ウォークアブル推進事業 30-角盤町周辺地区歩いて楽しいまちづくり推進事業（ウォークアブル推進事業） 31-米子駅周辺地区歩いて楽しいまちづくり推進事業（ウォークアブル推進事業） 32-米子港周辺整備事業 33-誘導施設の整備・誘導促進 34-商店街等イベント集客促進事業補助金 35-新生米子市立図書館の運営 36-山陰歴史館整備事業 37-西部総合事務所新棟・米子市糺町庁舎整備等事業 38-新体育館整備事業 39-米子駅南北自由通路等整備事業	40-駐車場管理運営事業（万能町及び米子駅前地下駐車場） 41-米子駅前簡易駐車場管理運営事業 42-循環バス（だんだんバス）運行事業	—

※黒字：既存施策の継続 青字：対象区域に対する拡充検討 赤字：新規施策

番号	施策・誘導方針との対応		対象区域等	プロジェクト名称	拡充等可否	施策の概要		
						1.事業の趣旨	2.事業内容（土地利用、施設名及び規模等）	3.事業推進上の課題、要望事項、その他
1	方針1	まちの利便性を活かした多様な世代が住みやすいまちづくり	居住誘導区域	フレイル対策拠点事業	既存施策の継続	・市内3カ所にフレイル（高齢者が加齢等にとって心身の活力が低下し、虚弱となった状態）対策を行う拠点を設置し、市民が日常的にフレイル予防を行う機会を確保する。 ・各拠点からより細やかにアプローチするためのサテライト拠点を創出する。	・土地利用：なし ・使用施設：白鳳の里、ローズセントラルビル、調整中（1カ所）各種トレーニング等を民間企業へ委託し実施	・各拠点へ市民が赴く交通機関がない（少ない）
2	方針1	まちの利便性を活かした多様な世代が住みやすいまちづくり	居住誘導区域	まちづくり活動支援交付金事業	既存施策の継続	・米子市で活動する団体（米子市を拠点として活動する団体で、5人以上で構成（過半数が市内に在住、通勤・通学）し会則や規則などがある団体）が地域の課題解決や、よりよい市民生活の実現のために、創意工夫して行なう活動で、自主的・継続的に取り組むまちづくり、非営利活動に対して、交付金を交付する	・住みよいまちづくりのため、環境美化や社会福祉活動等の自主的なまちづくりの活動を行うために市民が構成員となった団体に対して、活動経費の一部を交付金として助成する ・交付金の内容は「ちょっこし活動コース」（対象経費全額で上限10万円）、「がいな活動コース（対象経費の3分の2で上限30万円）と継続活動コース（対象経費の2分の1以内で上限は20万円）の3種類がある	・審査会を経て、交付決定が6月頃となるため、4月から6月に実施する事業が交付対象とならない
3	方針1	まちの利便性を活かした多様な世代が住みやすいまちづくり	居住誘導区域	特定空家等除却支援事業	既存施策の継続	著しく管理が不全な特定空家等を対象として、所有者等が自ら建物を除却する場合に除却費用の一部を補助する。	1,200千円×8件=9,600千円（補助率4/5、上限120万円） 【内訳】 国（空き家対策総合支援事業補助金） 4,800千円（補助事業費の2/4） 県（鳥取県空き家対策支援事業補助金） 2,400千円（補助事業費の1/4） 一般財源 2,400千円（補助事業費の1/4）	現在、特定空家等の範囲の拡大及び補助対象の見直しを検討中。 特定空家等の範囲拡大後は、居住誘導区域内、準防火地域内、未接道、借地上など、特定の条件下の特定空家等への補助とし、補助効果を高めたいと考えている。
4	方針1	まちの利便性を活かした多様な世代が住みやすいまちづくり	居住誘導区域	セーフティネット住宅供給促進事業	既存施策の継続	今後増加が見込まれる住宅確保要配慮者に、民間賃貸住宅を用い住宅供給を行うことで居住の安定確保を図るため、大家等へ家賃低減相当額の補助及び家賃債務業者へ初回保証料の補助を行う。	(1)家賃低廉化事業 1,800千円（40千円×5件×9箇月分）※年度途中から実施のため。 (2)家賃債務保証料低廉化事業 60千円 【内訳】 国（公的賃貸住宅家賃対策調整補助金） 930千円（補助率1/2） 県（鳥取県住宅確保要配慮者専用住宅供給促進事業補助金） 465千円（補助率1/4） 一般財源 465千円（補助率1/4）	-
5	方針1	まちの利便性を活かした多様な世代が住みやすいまちづくり	居住誘導区域	バリアフリー改修推進事業	既存施策の継続	・高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設等の整備について、バリアフリー法及び鳥取県福祉のまちづくり条例の基準に基づいて整備を行う（小規模な改修）	・既存の特定建築物及び特別特定建築物（学校、集会所、店舗、事務所等、多数の物が利用する建築物）のバリアフリー化の整備費の一部補助	・令和2年度より県費及び市費での事業
6	方針1	まちの利便性を活かした多様な世代が住みやすいまちづくり	居住誘導区域	バリアフリー環境整備促進事業	既存施策の継続	・高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設等の整備について、バリアフリー法及び鳥取県福祉のまちづくり条例の基準に基づいて整備を行う（大規模な改修）	・認定建築物（バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けた建築物）バリアフリー化の整備費の一部補助 ・公益的な施設（病院、集会所、老人福祉センター等。店舗等商業用に供するものは除く）の整備費の一部補助	-

番号	施策・誘導方針との対応		対象区域等	プロジェクト名称	拡充等可否	施策の概要		
						1.事業の趣旨	2.事業内容（土地利用、施設名及び規模等）	3.事業推進上の課題、要望事項、その他
7	方針1	まちの利便性を活かした多様な世代が住みやすいまちづくり	居住誘導区域	優良建築物等整備事業	既存施策の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等を図るため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良な建築物等の整備に対して、国と地方公共団体がその事業費の一部を補助するもの。</li> <li>その結果、建築物の空き家化・老朽化が進み、とりわけ管理が不適切な空き家（特定空家等）の増加が問題になっている</li> <li>安全性、公衆衛生、景観など、地域住民の生活環境に多岐にわたる影響を及ぼすことが懸念されることから、早急な対策が必要である</li> </ul>	補助対象：国の優良建築物等整備事業のうち「優良再開発・共同化タイプ」 補助対象費：調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費 補助金の額：補助対象費用の2/3（国庫補助を含む）かつ予算の範囲内の補助金を交付	—
8	方針1	まちの利便性を活かした多様な世代が住みやすいまちづくり	居住誘導区域	空き家利活用流通促進事業	既存施策の継続	一定期間以上空き家であって、当該空き家の所有者が利活用するために必要な改修費用の一部について助成を行う。	300千円×10件＝3,000千円（補助率1/2、上限30万円） <b>【内訳】</b> 県（鳥取県空き家利活用流通促進事業補助金）2,000千円（補助事業費の2/3） 1,000千円 一般財源（補助事業費の1/3）	令和3年度は、空き家所有者が改修して賃貸物件とする場合のみ補助対象としている（自己の居住又は使用のために改修する場合は補助対象外）が、令和4年度は賃借人が改修して使用する場合についても補助対象に加える予定（自治会やNPO等が空き家を集会所等として使用する場合を想定）。 また、令和4年度からは既存住宅状況調査又は瑕疵保険の加入に要する費用に対する補助も実施する予定。
9	方針1	まちの利便性を活かした多様な世代が住みやすいまちづくり	居住誘導区域	米子市空き家バンク設置事業	拡充検討	市内の空き家等の流通を促進することによりその活用を図り、もって良好な生活環境の保全及び地域の活性化を図るため、空き家バンクを設けるもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家情報バンクを整備・運営することにより、活用可能な空き家の掘り起こしを行う</li> </ul>	令和3年12月から「空き地」についても対象に加える予定。
10	方針2	商都米子の特性を活かした住みたくなるまちづくり	居住誘導区域	中小企業の振興に資する制度融資の実施	既存施策の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営基盤が脆弱な中小企業の安定的な経営を維持し、中小企業の振興に資する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と協調した融資制度の運用</li> <li>※創業支援資金、中小企業小口融資資金、小規模事業者融資、新事業展開資金、新規需要開拓設備資金、経営体質強化資金、取引安定化対策資金、経営安定支援借換資金、経営再生円滑化借換特別資金、地域経済変動対策資金、災害等緊急対策資金、事業承継支援資金、働き方改革応援資金、災害対応力強化資金</li> </ul>	—
11	方針2	商都米子の特性を活かした住みたくなるまちづくり	居住誘導区域	コアな米子の魅力の発掘・発信	既存施策の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行が注目されており、これまで観光資源として認識されていなかった地域固有の資源を活用した新たな切り口による付加価値の高い旅行商品を造成することが求められている。このような中で、種々の特定分野に対し強い関心を持つコアな層（マニア）は、魅力を感じたものに対して惜しみなく資金・時間をかける傾向にあるため、コアな層をターゲットにした取組を充実させることにより、コアな米子の魅力の発掘・発信を図る</li> </ul>	コアな層をターゲットにした取組として、米子市観光協会が行う「大人達の社会見学」の充実を支援することにより、コアな米子の魅力の発掘・発信を図っている。本取組は従来の観光と関わりが薄かった工場や公共施設を地域の観光資源として発掘・発信することで、従来型の観光とは異なるインフラツーリズムや体験型観光の需要に応えた	—
12	方針2	商都米子の特性を活かした住みたくなるまちづくり	居住誘導区域	移住定住推進事業（お試し住宅）	既存施策の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・恵まれた自然環境や、新鮮な食材、おいしい水といった魅力を活かし、米子市への移住・定住の動機付けを行い、利便性の高い中心市街地への定住促進に繋げる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米子市への移住・定住を希望している者を対象に、一定期間居住してもらうための「お試し住宅」の運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お試し住宅の機能強化（ワーケーション等への対応）</li> <li>・テレワーク・ワーケーションへの対応のため、通信環境の改善及び什器を設置し、お試し住宅の機能強化を図った</li> </ul>

番号	施策・誘導方針との対応		対象区域等	プロジェクト名称	拡充等可否	施策の概要		
						1.事業の趣旨	2.事業内容（土地利用、施設名及び規模等）	3.事業推進上の課題、要望事項、その他
13	方針2	商都米子の特性を活かした住みたくなるまちづくり	居住誘導区域	移住定住相談窓口の設置	既存施策の継続	・定住に関する制度や支援策を積極的に情報発信するとともに、ワンストップの相談窓口を整備することにより、本市へのU・Iターンを促進する事業。本市の定住人口増加策へ取り組む中で、中心市街地における居住人口の増加を図る	・転入希望者へ向けた暮らしや雇用等に関する制度や支援措置についての情報発信及びワンストップサービスの相談窓口の設置	・移住定住相談窓口における相談者への対応 ・県外での移住定住相談会への参加 ・移住定住専任相談員の設置（継続） ・相談体制の充実（オンライン相談の実施等）
14	方針2	商都米子の特性を活かした住みたくなるまちづくり	居住誘導区域	移住者からの相談窓口のワンストップ化ときめ細かな生活情報の提供	既存施策の継続	・全国的に人口減少が顕在化し、少子高齢化が進行する中で、米子市が将来にわたって賑わいと活力あるまちとして発展していくために、移住定住に係るワンストップ相談窓口を設置することで、本市への定住促進を図る	・移住者からの本市で生活する上での様々な相談に対し、県や県立ハローワークとも連携しながら対応するワンストップサービス体制を構築するとともに、きめ細かな生活情報を提供し、ニーズに応じたオーダーメイドツアーの実施のほか、平成26年度から生活体験のためのお試し住宅を市内3か所に設置している	・新型コロナウイルス感染症対策と移住定住促進を両立することが課題
15	方針2	商都米子の特性を活かした住みたくなるまちづくり	居住誘導区域	皆生温泉地区街なみ環境整備事業	既存施策の継続	地域が定めた「皆生温泉まちづくりビジョン」を基に、官民連携しながら、地区内のまちなみが統一され、海・砂浜と調和されるよう、温泉情緒と統一感を演出することにより、市民も楽しめる、ゆとりとうるおいのあるまちなみの形成に向けて取り組む	・公園北側照明整備 ・公園園路照明整備 ・公衆用トイレ・駐車場、駐輪場整備 ・公園園路舗装整備 ・防潮堤間照明整備 ・漁火展望台整備 ・管理道街路灯整備 ・市道美舗装化、街灯整備 ・公園内電源整備等	—
16	方針2	商都米子の特性を活かした住みたくなるまちづくり	都市機能誘導区域	仕事の種（シーズ）づくりなど産学連携研究への支援	既存施策の継続	・市内の企業が高等教育機関と連携して行う新製品の事業化、新技術の実用化などの研究開発を支援することにより、将来的に仕事を生み出すような仕事の種（シーズ）づくりなど産学連携研究の促進を図る	・市内の中小企業者、協同組合等及び生産者団体と県内の学術研究機関とが連携し、新たな事業活動を創出するための研究開発、調査等の取組を行うことを支援することにより、本市における新たな産業の育成を促進することを目的として補助金を交付する ・交付額は最大20万円とし、補助率は対象経費の3/4とする	・R2年度までは本事業の知名度に課題あり →鳥取県産業振興機構の協力のもと事業の周知を図り今年度は補助事業対象者が増加 ・R3年度までは産学官の連携としていたが、R4年度からは新たに医工を追加し、産学官・医工連携しごとの種（シーズ）づくり支援事業補助金とする予定
17	方針2	商都米子の特性を活かした住みたくなるまちづくり	都市機能誘導区域	情報通信及び事務管理関連企業立地促進補助	既存施策の継続	・中心市街地に企業を誘致する事により、中心市街地の賑わい向上や交流人口の増を図る	・本市が誘致する情報通信及び事務管理関連企業に対し、企業立地事業補助金、情報通信および事務管理関連雇用事業補助金、情報通信及び事務管理関連雇用補助金による支援を行う	—
18	方針2	商都米子の特性を活かした住みたくなるまちづくり	都市機能誘導区域	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業	既存施策の継続	・中心市街地における課題に対し、総合的に地域活性化に取り組む組織や団体に、必要な経費の一部を支援することにより、「中心市街地」の再生を図る	・地域の経済循環創出による雇用の場の創出や次世代の地域を担う若者や女性が活躍できる地域づくりの取組みに要する経費を支援する	・令和3年度以降、中心市街地活性化に寄与する事業で、一般財団法人地域活性化センターの「地方創生に向けてがんばる地域応援事業」による助成金を活用できる案件が出てきた場合には実施する
19	方針2	商都米子の特性を活かした住みたくなるまちづくり	都市機能誘導区域	まちなか振興ビジネス活性化支援事業	既存施策の継続	・まちなかを振興する観点で実施される地域課題に対応する事業に要する経費の一部について補助することにより、まちなかの振興を図り、もってまちなかにおける中小商業の振興に寄与する	・少子化・高齢化・安全・安心など、地域課題の解決に対応する事業（商店街の環境整備・出店等）を実施する商店街振興組合、中小企業等に対し、事業に要する経費の2/3を補助する	—

番号	施策・誘導方針との対応		対象区域等	プロジェクト名称	拡充等可否	施策の概要		
						1.事業の趣旨	2.事業内容（土地利用、施設名及び規模等）	3.事業推進上の課題、要望事項、その他
20	方針2	商都米子の特性を活かした 住みたくなるまちづくり	都市機能誘導区域	YONAGO WONDER情報発信事業	既存施策の継続	・米子市中心市街地で生まれ、動きはじめた、コンテンツ・観光等をクリエイティブ産業化に繋げるための情報発信を行うことにより、新たな事業の誘発や広域からの集客を図り、商業の活性化を図る	・ポップカルチャーに関連した取組を行う商店街や各種団体の調整を図り、総合的、一体的な情報発信を行う事業	・本市で開催されるイベントを集約させたイベントウィーク「ヨナゴワンダー！」を設定して、本市への新たな誘客と賑わい創出を図る。 ・新型コロナウイルス感染拡大のため、「ヨナゴワンダー！」を構成する主要なイベントが中止・延期となったため、イベントウィークの設定は行っていない
21	方針2	商都米子の特性を活かした 住みたくなるまちづくり	都市機能誘導区域	米子の町家・町並み保存再生プロジェクト	既存施策の継続	・町家・町並みの保存・再生を図り、米子の町家・町並みを活かした魅力的かつ持続性のある米子のまちづくりの推進に寄与する	・町家・町並みの調査・研究、ならびに保存・再生に関する事業を行う。また行政等への施策提言等情報発信を行う ・リノベーション（2017～2019年） ・耐震補強（2020年度） ・令和3年7月に国の文化財に認定 ・令和3年度に米子市から公社へブックレットの作成を委託	・これまでの調査によって得た情報・知見をまとめ市民紹介するとともに行政機関への施策提案を行っていく ・常設の町家バンクとして米子の町家再生事業の検討を重ね、具体策として町屋の文化財保護登録を推進する
22	方針2	商都米子の特性を活かした 住みたくなるまちづくり	都市機能誘導区域	米子城・魅せる！プロジェクト事業	既存施策の継続	・米子城の探訪、講座、講演会等を通して、理解を深めてもらうことによって、普段から訪れてもらえる利用者の増加を図る	・米子城の探訪、講座、講演会を通して、米子城の魅力に触れ合う事業。 ・史跡米子城跡の価値に対する理解を深めるために、現地探訪、講座、講演会等各種事業を開催する	・米子城AR・VR体験環境整備事業の実施 ・市報や市ホームページによる情報発信 ・米子城跡石垣ライトアップの実施 ・石垣除草イベント（天守之大掃除）の開催 ・石垣除草イベント（天守之大掃除）の開催 ・米子城跡石垣ライトアップの実施 ・山陰歴史館における米子城に関する展示事業の実施 ・Yonago マチノヒカリ★2021との連携事業 ・米子城跡と城下町のガイドツアー、ガイドウォーク ・2022新年明けまして米子城！ ・発掘調査現地説明会の開催
23	方針2	商都米子の特性を活かした 住みたくなるまちづくり	都市機能誘導区域	城下町米子観光ガイド	既存施策の継続	・米子の下町には古い佇まいが随所に残されており、観光客がその魅力にふれることができるための受け入れ体制づくりとして位置付け	・地元ボランティアガイドによる下町の観光案内で、平成30年度からは米子観光まちづくり公社が29コースのガイド事業を行っている ・米子観光まちづくり公社が実施する、ガイド事業。城下町にのこる町屋（旧茅野家）を拠点とし、まちなか「小路」案内板などを活用しながら、城下町米子の観光ガイド、米子の魅力の発信を行う	・平成29年度までは米子市観光協会がガイド事業を行っていた ・平成30年度からは米子観光まちづくり公社がガイド事業を行っている
24	方針2	商都米子の特性を活かした 住みたくなるまちづくり	都市機能誘導区域	米子城跡整備事業（旧史跡米子城跡整備事業）	既存施策の継続	・中心市街地にある歴史公園として、多くの市民や来訪者に良好な憩いと潤いの場を提供するとともに、まちなかの観光スポットとして、まちの魅力を一層高める事業として位置付け。	・米子城跡の史跡整備を進める事業。 ・米子城跡の三の丸、深浦郭、出山などの国史跡追加指定を図り、既存の国史跡指定地とあわせて米子城跡の重要箇所を保存、整備し、後世に伝えていくとともに、多くの人に米子城跡に興味を持ち、親しんでもらえるよう、登山道や案内看板の整備、便益施設の設置、樹木の適正な管理等の環境整備を行い、史跡公園としての整備を実施する。	・石垣修復・園路整備等 ・史跡指定地の民有地買上げ ・便益施設の整備（多目的トイレ・サイン類等） ・危険木伐採

番号	施策・誘導方針との対応		対象区域等	プロジェクト名称	拡充等可否	施策の概要		
						1.事業の趣旨	2.事業内容（土地利用、施設名及び規模等）	3.事業推進上の課題、要望事項、その他
25	方針3	充実した都市機能の集積を活かした拠点エリアにおけるにぎわいのあるまちづくり	都市機能誘導区域	住んで楽しいまちづくりファンド事業	既存施策の継続	・米子市、鳥取銀行、米子信用金庫の共同出資によるファンドを設立し、中心市街地、皆生温泉等において本市の住んで楽しいまちづくりの推進に寄与する事業者を支援する	・対象事業者：法人（株式会社） ・ファンド総額：80,000千円 ・出資額：米子市40,000千円、金融機関 40,000千円 ・資金用途：建物改修資金、設備資金等 ・ファンド運用期間：15年間 ・投資規模：1社あたり原則20,000千円を上限 ・投資期間：原則10年間	—
26	方針3	充実した都市機能の集積を活かした拠点エリアにおけるにぎわいのあるまちづくり	都市機能誘導区域	公会堂利用促進事業	既存施策の継続	・中心市街地のランドマークとして市民に親しまれてきた施設を今後も、文化・芸術や賑わいを生み出す市民活動の拠点とする	・前庭を公園的な機能を持つように整備し、様々なイベント等が開催可能となることにより来街者を増やす（フリーマーケット、マルシェなどの開催（年10回程度開催）） ・ホールはもとより、ホワイエは、市民ギャラリーやミニコンサート等様々なイベントを行うスペースとして、前庭は憩いの場としての利用やフリーマーケット等、多目的なイベントを行う場として利用促進に向けた働きかけを実施する	—
27	方針3	充実した都市機能の集積を活かした拠点エリアにおけるにぎわいのあるまちづくり	都市機能誘導区域	元町パティオ広場管理運営事業	既存施策の継続	・市民誰もが気軽に使用できるコミュニティスペースであり、様々なイベントの開催などによって、賑わい増進を図る	・多目的イベント広場の管理運営	—
28	方針3	充実した都市機能の集積を活かした拠点エリアにおけるにぎわいのあるまちづくり	都市機能誘導区域	よなごまちなかコミュニティ活性化支援事業	既存施策の継続	・中心市街地における課題に対し、総合的に地域活性化に取り組む組織や団体に、必要な経費の一部を支援することにより、「中心市街地」の再生を図る	・地域活性化に資する生活支援サービスやコミュニティ拠点施設・ゲストハウスの運営、コミュニティビジネスの起業等の取組に要する経費を支援する事業	・令和3年度は案件が整い次第、補正対応を検討している
29	方針3	充実した都市機能の集積を活かした拠点エリアにおけるにぎわいのあるまちづくり	都市機能誘導区域	米子駅北広場ウォークラブル推進事業	既存施策の継続	・米子駅南北自由通路及び駅南広場整備の事業効果を最大限波及させるため、既存の駅北広場の歩行者空間の拡大、交通ロータリーの再配置などを行い、交通結節機能の強化による利便性の向上を図る	・駅北広場整備 面積9,000㎡ ・R2年度 基本計画策定	・駅北広場の整備効果を最大限引き出すためには、隣接するだんだん広場、さらには文化ホールや米子駅前ショッピングセンター周辺エリアを含めた賑わい創出に向けた検討が必要
30	方針3	充実した都市機能の集積を活かした拠点エリアにおけるにぎわいのあるまちづくり	都市機能誘導区域	角盤町周辺地区歩いて楽しいまちづくり推進事業（ウォークラブル推進事業）	既存施策の継続	・米子市角盤町周辺の商業エリアを活かし、商業施設や商店街を中心とした歩行者の散策回遊ネットワークの形成や安全で快適な歩行者優先の空間の整備等により、居心地が良く歩いて楽しい環境づくりを進め、にぎわいの創出を図る	別添資料参照	—
31	方針3	充実した都市機能の集積を活かした拠点エリアにおけるにぎわいのあるまちづくり	都市機能誘導区域	米子駅周辺地区歩いて楽しいまちづくり推進事業（ウォークラブル推進事業）	既存施策の継続	・米子駅周辺の商業エリアを活かし、商業施設や駅を中心とした歩行者の散策回遊ネットワークの形成や安全で快適な歩行者優先の空間の整備等により、居心地が良く歩いて楽しい環境づくりを進め、にぎわいの創出を図る	別添資料参照	—
32	方針3	充実した都市機能の集積を活かした拠点エリアにおけるにぎわいのあるまちづくり	都市機能誘導区域	米子港周辺整備事業	既存施策の継続	・米子港に周辺の貴重な親水空間を生かした緑地等を整備し、米子港を中心とした歩行者の散策回遊ネットワークの形成や、まちと河川が交わる港湾の立地条件を有効活用した地域活性化を図る	別添資料参照	—

番号	施策・誘導方針との対応		対象区域等	プロジェクト名称	拡充等可否	施策の概要		
						1.事業の趣旨	2.事業内容（土地利用、施設名及び規模等）	3.事業推進上の課題、要望事項、その他
33	方針3	充実した都市機能の集積を活かした拠点エリアにおけるにぎわいのあるまちづくり	都市機能誘導区域	誘導施設の整備・誘導促進	新規施策	都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設（居住者の協働の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）を設定し、まちなかへの整備・誘導を促進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市構造再編集中支援事業を活用することにより、誘導施設の立地に関する補助支援を受けることが可能</li> <li>都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外において誘導施設の開行為や建築行為を使用とする場合には町への届出が必要</li> <li>都市機能誘導区域内において、誘導施設の休止又は廃止をしようとする場合には、町への届出が必要</li> </ul>	—
34	方針3	充実した都市機能の集積を活かした拠点エリアにおけるにぎわいのあるまちづくり	都市機能誘導区域	商店街等イベント集客促進事業補助金	新規施策	中心市街地における商店街等の活性化を目的としたイベントを継続的に開催する者に対し、当該イベントの集客の更なる向上と市民への一層の定着を図るための広報の取組に要する経費の一部を補助することで、当該エリアにおける人流を高め、「歩いて楽しいまちづくり」の推進に資する。	<p>中心市街地における商店街等の活性化を目的としたイベントを継続的に（年間4回以上）開催する者に対し、当該イベントの集客の更なる向上と市民への一層の定着を図るための広報の取組に要する経費の一部を補助するもの。</p> <p>補助率：1/3、限度額：300千円、補助対象経費：広告宣伝費</p>	—
35	方針3	充実した都市機能の集積を活かした拠点エリアにおけるにぎわいのあるまちづくり	都市機能誘導区域	新生米子市立図書館の運営	既存施策の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備拡充された図書館を生涯学習の基幹施設として活用するとともに、来館者や利用者の拡大を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館の貸し出しのみならず、ビジネス支援、多目的スペースを活用した市民の生涯学習の発表の機会の提供などを含めた図書館の運営を行う</li> </ul>	—
36	方針3	充実した都市機能の集積を活かした拠点エリアにおけるにぎわいのあるまちづくり	都市機能誘導区域	山陰歴史館整備事業	既存施策の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>「白書の国よなご文化創造計画（後期計画）」に基づき、老朽化している山陰歴史館を市指定文化財として保護・保全を行い、米子の通史を学ぶことができ、米子城のガイダンスや、下町散策の拠点施設として集客につながるよう整備することで来館者や利用者の拡大を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米子の通史を学ぶ場として、また城山のガイダンスや下町散策の拠点施設として整備する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度 耐震二次診断・整備方針検討</li> <li>令和4年度 整備方針決定</li> <li>令和5年度 基本設計・実施計画</li> <li>令和6年度 耐震補強工事、外壁崩落防止工事、屋根改修工事、電気設備改修工事、給排水設備改修工事、室内空調設備工事、多目的トイレ整備、エレベーター設置工事</li> <li>令和7年度 展示室整備、収蔵庫整備</li> </ul>
37	方針3	充実した都市機能の集積を活かした拠点エリアにおけるにぎわいのあるまちづくり	都市機能誘導区域	西部総合事務所新棟・米子市靴町庁舎整備等事業	既存施策の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県と米子市が連携し、PFI手法により共同で新棟整備を行い、米子市から都市整備部を新棟内に移転し、県・市の類似部局を同一棟内に配置することで、県民・市民へのサービス向上と業務の効率化を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧米子警察署を解体し、跡地に建設予定</li> <li>令和5年9月竣工予定で、供用開始後の維持管理もPFI手法による（令和15年3月末まで【予定】）</li> <li>用地規模（敷地面積）については、現在測量作業中</li> <li>建物：鉄骨造、3階建、延床面積約3,500㎡</li> </ul>	—
38	方針3	充実した都市機能の集積を活かした拠点エリアにおけるにぎわいのあるまちづくり	都市機能誘導区域	新体育館整備事業	新規施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>県市が所有する県西部の拠点スポーツ施設を統廃合し、東山公園内に新体育館を共同整備することで、施設の老朽化対策・総量抑制を図りながら、単独の自治体では整備できない機能・規模を有する拠点施設を整備し、競技力の向上・地域活性化を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度：基本計画策定（4月策定済）、PPP/PFI手法導入可能性調査、整備手法決定</li> <li>令和4年度：要求水準書、募集要項の策定</li> <li>令和5年度：事業者の公募、審査、契約</li> <li>令和6年度：市民体育館除却、新体育館設計</li> <li>令和7年度：新体育館建設</li> <li>令和8年度：新体育館竣工、供用開始（～15-20年間維持管理・運営）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備に当たり当初想定していた国からの支援（国土交通省・社会資本整備総合交付金）が国予算の関係上、十分に受けられないことが分かったことから、立地適正化計画に基づく都市構造再編集中支援事業の活用を希望</li> </ul>

番号	施策・誘導方針との対応		対象区域等	プロジェクト名称	拡充等可否	施策の概要		
						1.事業の趣旨	2.事業内容（土地利用、施設名及び規模等）	3.事業推進上の課題、要望事項、その他
39	方針3	充実した都市機能の集積を活かした拠点エリアにおけるにぎわいのあるまちづくり	都市機能誘導区域	米子駅南北自由通路等整備事業	既存施策の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR山陰本線で分断された米子駅周辺地区において、南北自由通路及び駅南広場を一体的に整備することにより、駅へのアクセス改善による利便性向上や、交通結節点としての機能強化を図り、併せて、高齢者や障がい者など歩行者に配慮したユニバーサルデザイン化（エレベーター、視覚障がい者誘導用ブロックなど）を行うことで、安全・安心な歩行空間の創出を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路事業：自由通路整備（歩行者専用通路） →延長140m、幅員6m 駅南広場整備面積4,919㎡</li> <li>・H27年度 測量地質調査、補償予備調査、予備設計完了</li> <li>・H28年度 補償本調査、駅南広場詳細設計 完了 支障物件移転 着手</li> <li>・H31年度 自由通路詳細設計 完了</li> <li>・R2年度 自由通路工事 着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に支障するJR西日本の施設移転に係る補償を円滑に実施する必要がある</li> </ul>
40	方針4	交通の要衝としての公共交通ネットワークを活かしたまちなかと郊外が多様で便利な移動手段で結ばれたまちづくり	都市機能誘導区域	駐車場管理運営事業（万能町及び米子駅前地下駐車場）	既存施策の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の結節点である米子駅前付近の交通混雑の解消及び周辺施設へのアクセス機能改善により、来街者の利便性向上を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場施設の管理運営</li> </ul>	—
41	方針4	交通の要衝としての公共交通ネットワークを活かしたまちなかと郊外が多様で便利な移動手段で結ばれたまちづくり	都市機能誘導区域	米子駅前簡易駐車場管理運営事業	既存施策の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンベンション施設等及び大規模商業施設に訪れる人の利便性向上を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場施設の管理運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通財源として事業者（米子市開発公社）に貸付け、有料駐車場として管理している</li> </ul>
42	方針4	交通の要衝としての公共交通ネットワークを活かしたまちなかと郊外が多様で便利な移動手段で結ばれたまちづくり	都市機能誘導区域	循環バス（だんだんバス）運行事業	拡充検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関を利用して市の中心部に来られた方が目的地にスムーズに移動できるように運行する</li> <li>・手軽に快適に利用できる循環バスを運行することによって市民にバスの便利さを理解してもらいバスの利用者を増やし、将来にわたり路線バスの維持・確保へつなげていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1周50分、9、2キロのコースを30分間隔で、小型低床車両2台で運行する</li> <li>・平日21便、土・日・祝19便</li> <li>・主要なバス停留所：米子駅、大学病院、ホープタウン前、循環天満屋前、高島屋前、イオン米子駅前店前</li> <li>・令和3年度は、別コースの実証運行を行い、最適なルートを検証する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別ルートのバス停留所の設置場所</li> <li>・バス停留所「大学病院」から次のバス停留所に行く際の右折信号の設置</li> </ul>
43	方針5	ハード対策とソフト対策を組み合わせた安全・安心なまちづくり	居住誘導区域	がけ地近接等危険住宅移転事業	既存施策の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がけ地の崩落等危険が著しい区域内にある危険住宅から安全な場所への移転を促進する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険住宅の除却に要する撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費、その他移転に伴う経費の一部補助</li> </ul>	—
44	方針5	ハード対策とソフト対策を組み合わせた安全・安心なまちづくり	居住誘導区域	木造住宅耐震診断促進事業（無料診断）	既存施策の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今全国のいたるところで大規模な地震が発生し、既存建築物の耐震性の向上を図ることが重要課題となっており、米子市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震診断の支援を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年以前に建築及び220㎡以下の木造住宅の無料耐震診断を実施（鳥取県建築士事務所協会への委託事業）</li> </ul>	—
45	方針5	ハード対策とソフト対策を組み合わせた安全・安心なまちづくり	居住誘導区域	震災に強いまちづくり促進事業	既存施策の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今全国のいたるところで大規模な地震が発生し、既存建築物の耐震性の向上を図ることが重要課題となっており、米子市耐震改修促進計画に基づき、住宅及び建築物の耐震診断・改修設計・耐震改修に対する支援を行う</li> <li>・危険なブロック塀の撤去することにより、建物や偶然通りかかった歩行者などの被害を防ぐ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年5月以前に建築されたものを補助対象とする</li> <li>・木造住宅及び建築物耐震診断の一部補助</li> <li>・木造住宅の耐震診断を基に耐震改修設計のための一部補助</li> <li>・木造住宅の耐震改修設計を基に耐震改修の一部補助</li> <li>・ブロック塀の撤去・フェンスなどの改修</li> </ul>	—